

受動喫煙防止対策の強化に関する決議

わが国の受動喫煙防止対策においては、2003年に「健康増進法」が施行され、同法第25条において学校、体育館、病院、劇場、観覧場、官公庁、飲食店等、その他の多数の者が利用する施設の管理者に対して、受動喫煙防止に向けた措置を努力義務とした。しかしながら、同条では罰則規定が設けられなかったため、対策として不十分との指摘がなされてきたのが実情である。

このような中、厚生労働省は2016年10月、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、「スモークフリー社会（受動喫煙のない社会）」を実現するため、2019年を目標にこれまでのオリンピック開催国と同等の水準をめざす受動喫煙防止対策強化案を明らかにした。これは世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）が「たばこのないオリンピック」を共同で推進することとしており、近年のオリンピック開催地では、公共の施設や職場において罰則を伴う受動喫煙防止対策が講じられてきたことを踏まえたものである。

同対策強化案では、官公庁、運動施設、大学などは建物内禁煙（建物内を原則禁煙とし、喫煙室の設置も認めない）、医療機関や小学校等は最も厳しい敷地内禁煙、飲食店やホテル等は喫煙室以外の禁煙をそれぞれ義務化するとともに、実効性を担保するため、施設管理者や施設利用者に対する罰則の適用を検討しており、早ければ2017年の通常国会に法案の提出を予定している。

こうした国内外の状況を鑑み、本市議会としても積極的に市民の健康増進に関与し、受動喫煙防止に取り組む必要性を強く感じる。よって本市議会において、市役所庁舎本館11階喫煙所の撤去を含めた建物内禁煙を積極的に推進することはもとより、敷地内喫煙場所においても受動喫煙防止の観点から、必要な対策を講じるよう当局に強く求めることを決議するものである。

平成28年12月20日

堺市議会

堺市長 宛